

からだ 身体を動かそうプロジェクト実施要領

1 趣旨

栃木県は、身体活動量を顕著に表すとされる1日当たりの歩数が全国と比較して少なく、また、肥満者の割合やメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が多い。身体活動量の不足は、糖尿病をはじめ、がん、心臓病等の生活習慣病の発症のリスクを高めることから、県民の身体活動量の増加を促し、生活習慣病の発症予防・重症化予防を目指す。

2 名称

本取組の名称を「からだ
身体を動かそうプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）とする。

3 プロジェクト参加者

プロジェクト参加者（以下「参加者」という。）は、プロジェクトの趣旨に賛同する健康長寿とちぎづくり推進県民会議（以下「県民会議」という。）会員、事業者、団体及び個人とする。

4 参加申込み

プロジェクトに参加しようとする者は、別記様式1により取組の計画を県民会議事務局に提出するものとする。

5 参加者の取組

参加者は、自らの特長・特性を活かして、主体的に県民の身体活動量の増加に向けた取組を行う。

6 取組の報告

参加者は、別記様式2により取組の実績を毎年2月末までに県民会議事務局に報告するものとする。

7 名称の使用

参加者は次に定める要件を満たす場合に、その取組または作成する啓発資料等に「健康長寿とちぎづくり推進県民会議重点プロジェクト」の名称、または「身体を動かそうプロジェクト」の名称、もしくはその両方を使用することができる。

- (1) 参加者が企画・運営を行う主体的な取組であること
- (2) 費用の徴収を他者に求めないこと
- (3) 特定の商品及びサービス等の宣伝を目的としたものでないこと

8 県の役割

- (1) テレビ・ラジオ・新聞・広報・リーフレット等を活用し全県域に啓発活動を行う。
- (2) 市町や団体・企業等に呼びかけ参加者の拡大に努める。
- (3) 参加者との連絡・調整を行い、必要に応じて会議や研修などを企画開催する。
- (4) 参加者への健康づくりに関する情報提供、啓発用資材の提供を行う。
- (5) 参加者の啓発に対する計画や実績を集約し公表する。

9 その他

この要領に定めのないものについては、その都度協議して定める。

附 則

この要領は平成26年9月3日から適用する。

附 則

この要領は平成28年6月7日から適用する。